

改正

平成30年3月30日中津市条例第17号

中津市生活安全条例

(目的)

第1条 この条例は、市民生活に係る安全意識の高揚を図り、市民及び事業者の自主的な安全活動を推進することにより、犯罪、事故等による被害を未然に防止し、もって安心して生活できる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者及び滞在する者をいう。
- (2) 事業者 市内において商業、工業その他の事業活動を営む者をいう。
- (3) 生活安全 犯罪、事故等に対して、安心して生活できる地域社会を実現することをいう。
- (4) 安全活動 生活に危険を及ぼす犯罪、事故等による被害を未然に防止する活動をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するために、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民生活に係る安全意識の高揚を図るための啓発活動
- (2) 市民の自主的な安全活動の推進及び必要な支援
- (3) その他市民生活の安全に関する必要な施策

2 市は、前項各号に掲げる施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体と連絡調整を行い、連携を図るものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、日常生活における地域の安全活動の自主的推進に努めるとともに、前条の規定により市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講ずるとともに、第3条の規定により市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪の被害者となりやすい者への配慮)

第6条 市、市民及び事業者は、犯罪の被害者となりやすい者の安全を確保し、これらの者に対す

る虐待又は暴力その他犯罪の抑止に努めるとともに、犯罪に関する具体的情報を得た場合は、速やかに関係機関へ連絡を行い、早期対応を図るものとする。

(学校等における児童等の安全確保)

第7条 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）及び児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設をいう。）の長は、必要があると認めるときは、児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）の保護者、警察署その他関係機関の職員並びに地域における安全活動を行う市民及び事業者の参加を求めて、当該学校及び児童福祉施設における安全対策を推進するための体制を整備し、児童等の安全を確保するための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通学路等における児童等の安全確保)

第8条 市は、通学路等に供されている道路及び児童等が日常的に利用している施設等の管理者と連携して、児童等の安全確保のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、通学路等において、児童等が危害を受けていると認められる場合又は危害を受けるおそれがあると認められる場合には、警察署への通報、避難誘導その他必要な措置を行うよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年中津市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	青少年問題協議会	委員	日額	4,500円	」
---	----------	----	----	--------	---

を

「	青少年問題協議会	委員	日額	4,500円	
	中津市生活安全推進協議会	〃	日額	4,500円	」

に改める。

附 則（平成30年 3 月30日中津市条例第17号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。